

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県税条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律の成立に伴い、県民生活等の混乱を回避するため、自動車取得税の免税点の特例措置の期限について所要の改正を行う。
- (2) 地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月1日後に施行された場合、同日から当該施行の日の前日までの自動車取得税の税率及び軽油引取税の税率が遡って特例税率とならないよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 取得価額が50万円以下の自動車の取得に対する自動車取得税を課さないこととする特例措置の期限を、暫定的に平成20年5月31日（現行 同年3月31日）まで延長する。
- (2) 平成20年4月1日から地方税法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの自動車取得税の税率及び軽油引取税の税率には、特例税率を適用しない。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。